六	法第十二条の四に規定する権限
七	法第十七条第二項において準用する法第十二条の六第一項及び第二項に規定する権限
八	法第十二条の六第三項に規定する権限
九	法第十七条第二項において準用する法第十二条の七に規定する権限
十	法第十七条第二項において準用する法第十二条の八第三項に規定する権限
十一	法第十三条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）
十二	法第十五条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）
十三	法第十七条第三項（大麻草研究栽培者に係るものに限る。）に規定する権限
十四	法第十九条に規定する権限
十五	法第二十条に規定する権限
十六	法第二十二条の三第一項に規定する権限

2　法第二十二条の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）　（略）	（略）　（略）
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）
第十条第一項（第十七条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け
（略）　（略）	（略）　（略）
第十条第二項（第十七条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
（略）　（略）	（略）　（略）
表二～四　（略）	表二～四　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療等の用途）	（医療等の用途）
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	**第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。
一～五　（略）	一～五　（略）